

平成28年度 事業計画書

1. 基本方針

本会は、作業場における労働衛生の向上に寄与することを基本理念として設立され、労働者の健康の維持増進、職業性疾病の予防、作業環境の改善、労働衛生知識の普及、労働衛生全般に亘る援助などを目的として、公益性の高い事業を実施してきました。

近年では、労働安全衛生法に定める特殊健康診断、臨床検査技師法に定める生体分析、作業環境測定、ならびに作業環境測定士の登録講習などを主な業務として行っています。

労働安全衛生法では、労働衛生の改善を実施しようとする場合、作業環境測定を行なうと共に生物学的モニタリング（生体・代謝物の分析）を行うとともに、特殊健康診断を実施することにより健康管理を行うことを定めています。

本会は、作業環境測定、生物学的モニタリングおよび特殊健康診断を一貫して実施しており、これらの事業に関する知識や経験が豊富であるばかりでなく、他社には無い優位性を有しています。今後も、これらの特色を生かして労働衛生関係事業を積極的に推進していかなければならないと考えています。

また、公衆衛生学の分野においては、日本産業衛生学会専門医制度の研修施設として登録を受け、日本医師会の産業医単位認定講習を開催するなど、公衆衛生医学の専門家の育成に貢献しています。日常の業務から得られた貴重なデータや知見については、日本産業衛生学会や日本作業環境測定協会において研究発表するなど、活発な研究活動を行っていく計画であります。

本年1月に事務所を移転して、広い建物、良い施設、良い立地を得ることができましたので、今後はこれらの施設をさらに充実させ各種事業を拡大させることにより、作業現場における労働衛生をより一層向上させる所存であります。

2. 重点施策

(1) 特殊健康診断部門

- ・不足する検査機器については、計画的に購入し、本会の事業基盤の整備を図る。
経過年数の長い検査機器については、整備点検を綿密に行い、分析精度の向上に努める。
- ・分析技術向上のため、外部機関とクロスチェック（精度管理試験）を行うとともに、外部講師による講習会等に参加させる。
- ・厚生労働省が行う労働衛生・健康管理に関する事業（福島原発緊急作業従事者健康相談事業他）に参加する。
- ・大阪医科大学公衆衛生学教室との連携を強化し、産業の現場と学術研究の部門が協同することにより、診断技術の向上、労働衛生研究の進捗に貢献する。

(2) 衛生検査部門

- ・血液・代謝物の分析技術の向上に努める。
- ・必要な分析器機については、計画的に購入し設備の充実を図る。
- ・臨床検査技師等の教育・研修に努める。

(3) 作業環境測定部門

- ・長年作業環境測定を行い、多くの知見と高い測定技術を有している職員を登録講習の講師に採用し、その知識と技術を受講生に伝えていく。また、講習内容の充実と測定技術の伝承を図る。
- ・作業環境測定機器の整備点検を綿密におこなうとともに、外部研修に参加することにより、測定技術の向上に努める。
- ・厚生労働省が行う「化学物質のリスク評価推進事業」に参加し、個人暴露調査を実施する。この調査を通じて、作業現場における化学物質のリスク評価を行い、作業環境の改善に貢献する。

(4) 登録講習部門

- ・受講希望者が、受講したい講習の申込状況をホームページから分るようにするなど、受講希望者の利便性を図る。
- ・講師の人事を刷新し、作業環境測定士としての実務経験が豊富な人、労働衛生コンサルタントとしての業績が豊富な人、産業医としての業績が高い人など優秀な人材を新たに採用し、講習内容の充実を図る。
- ・事務所の移転により、広く清潔な講習室を確保することができたが、設備についても計画的に更新し、受講者の利便性を図る。

(5) 共通事項

- ・新事務所の建物と設備を必要に応じて更新し、将来に向けて事業基盤の安定化と財政基盤の改善を図る。
- ・事務所のOA化を推進し、業務のさらなる簡素化、省力化を図る。
- ・特殊健康診断及び作業環境測定に関する研究・技術開発を行い、公益社団法人日本産業衛生学会や公益社団法人日本作業環境測定協会において研究発表を行う。
- ・労働衛生全般にわたる指導援助・相談業務を行う。
- ・労働衛生・作業環境測定に関する資料の配布・情報の提供を行う。

以 上